

東京都主任介護支援専門員研修大田区推薦基準の特例的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響に関する取扱いについては、以下のとおりとする。

新型コロナウイルスの流行と感染拡大防止に伴い、本要件を充足するための研修が開催されていないため、令和4年度東京都主任介護支援専門員研修の推薦に限り、2推薦基準(1)イ(ア)を以下のとおり取り扱うこととする。

2 推薦基準

(1) 必須要件

イ 受講を希望する介護支援専門員の要件

(ア) 国、都、区、地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会、社会福祉協議会及び特定非営利活動法人大田区介護支援専門員連絡会等の職能団体が開催する介護支援専門員の業務に関連のある研修等に令和2年度に1回以上、令和3年度に4回以上参加した者。ただし、令和2年度において回数を満たさない場合、令和3年度に研修に参加した回数を、令和2年度の必要回数に充当することができるものとする。